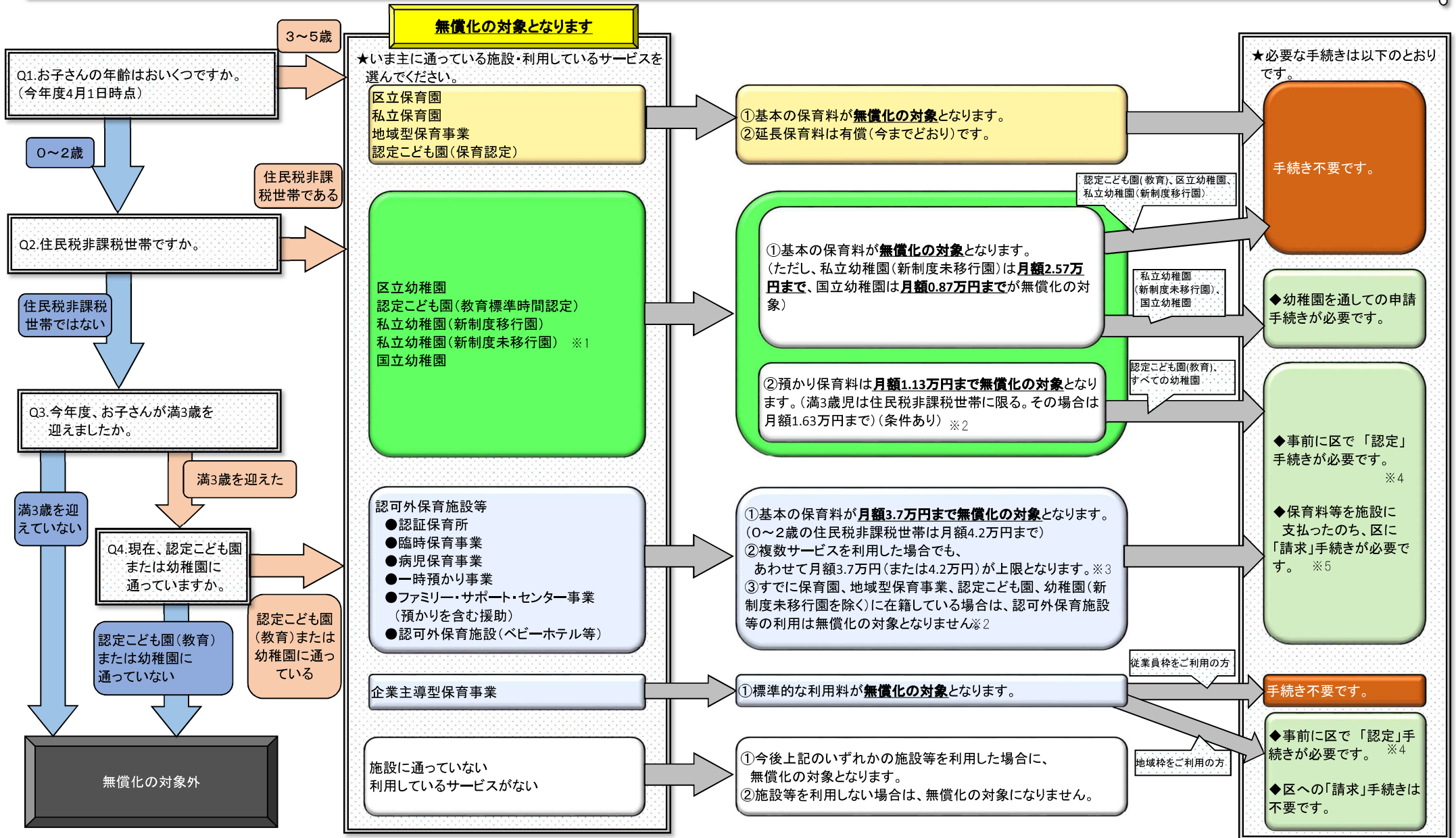


幼児教育・保育の無償化 対象者フローチャート



※1… お通りの私立幼稚園が、新制度移行園と新制度未移行園のどちらに該当するかは、各幼稚園に直接お問い合わせください。

※2… 在籍する認定こども園・幼稚園の預かり保育事業が「教育時間を含む平日の預かり保育事業の提供時間数が8時間未満」または「年間開所日数200日未満」の場合、認可外保育施設等の保育料・利用料が、認定こども園・幼稚園の預かり保育料とあわせて月額上限額を超えない範囲で無償化の対象となります。

※3… 認可外保育施設等のうち、都に「届出」をしていないまたは区に「確認」手続きをしていない施設は無償化の対象となりません。また、東京都の指導監督基準を満たさない施設は、5年間の経過措置を経て対象外となる可能性があります。

※4… 認定手続きとは、保護者が保育を必要とする事由に該当することを区が審査する手続きのことで、「就労」「妊娠・出産」などの事由によって必要な書類が異なります。事由に該当しない場合は無償化の対象となりません。

※5… 請求手続きとは、施設等が発行した領収証等をもとに、区に無償化による給付を請求する手続きのことで、概ね4回程度(利用施設により異なる)を予定しています。請求時期等は区にお問い合わせください。(令和元年9月2日時点)